

原子力規制委員会原子力規制庁長官  
池田 克彦 様

## 原子力災害対策指針の充実・強化、並びに新規制基準 による原子力施設の安全性の確保に関する要請

岐阜県は、最寄りの敦賀発電所から県境まで25キロの位置にあることに加え、県西部において若狭湾方向から吹く風が卓越していることから、近隣の原発の安全性に対して県民は重大な関心を有している。また、昨年9月の原子力災害対策特別措置法の改正により、本県は敦賀発電所、美浜発電所等に関する関係周辺都道府県となり、法的な位置付けもなされた。

本県では、昨年4月に有識者で構成する原子力に関する専門部会を設置し、原発の安全対策や原子力防災対策などについて議論を重ねてきた。昨年9月に、県独自の放射性物質拡散シミュレーション結果を公表したが、近隣の原発から福島第一原発事故と同様の放射性物質の放出があった場合、原発から30kmの距離を超えて、本県に影響があり得ることが示された。

また、10月末の原子力規制委員会による「原子力災害対策指針」の策定を踏まえ、本県として11月に「原子力防災対策の充実・強化、並びに原子力施設の安全性の確保に関する要請」を、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制庁長官に提出した。

さらに、本年3月18日には、「岐阜県地域防災計画」の一環として「原子力災害対策計画」を策定するとともに、同23日には、UPZ内住民の避難訓練等を内容とする原子力防災訓練を実施するなど、県民の安全・安心を確保するため、原子力防災対策を強力に推し進めているところである。

以上を踏まえ、岐阜県としては以下の取り組みを強く要請する。

平成25年5月15日

岐阜県知事 古田 肇

## 記

### 1 原子力災害対策指針の充実・強化

#### (1) U P Z の外の地域における防災対策

- ・ 継続検討事項とされている P P A について、具体的な範囲や当該地域における防護措置の内容を早急に示すこと。
- ・ 1 週間程度内に一時移転を必要とする毎時 2 0 マイクロシーベルトを超える地域が、福島第一原発事故時に 3 0 km を超えて現れたことに鑑み、このような地域における防災対策の内容を示すこと。

#### (2) 緊急時モニタリング体制の整備

- ・ 継続検討事項とされている、避難等の防護措置の実施に当たって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法(国と地方自治体の役割分担、緊急時モニタリング計画の具体的な内容等を含む)や、中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について、U P Z の外の地域における対応も含め早急に検討すること。

#### (3) 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法

- ・ 継続検討事項とされている、P A Z の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準や、屋内退避等の防護措置との併用のあり方について、早急に明らかにすること。
- ・ 事前配布を行わない P A Z の外の地域における、安定ヨウ素剤の配布や服用のあり方について具体的に示すこと。
- ・ 安定ヨウ素剤の配付・服用時に関与すべき医師の対応について、具体的な内容を示すこと。また、医師が関与できない場合における、適切な配布・服用の方法を具体的に示すこと。

#### (4) 実効性のある放射性物質の拡散予測

- ・ S P E E D I の予測精度を向上させる(モニタリングデータの活用による放出状況推定システム等)など、より実効性のある放射性物質の拡散予測体制を構築すること。

#### (5) 広域避難に係る国の役割

- ・ 県境をまたぐ広域避難を円滑に実施するため、避難先の確保に係る地方自治体間の調整について、国の主体的な役割を示すこと。

#### (6) 緊急被ばく医療体制の整備

- ・ まずは、UPZ内における緊急被ばく医療体制の考え方を具体的に示すとともに、UPZの外の地域についても身体除染や健康相談等のあり方を示すこと。

#### (7) 有効な除染手法の確立

- ・ 有効な除染手法を早期に確立するとともに、指針や地方自治体向けマニュアルへ除染に関する具体的な内容を示すこと。

#### (8) 国と関係府県による協議の推進

- ・ UPZの外の地域における防災対策や、県境をまたぐ広域避難の検討について、国、関係府県が参加する「広域的な地域防災に関する協議会」を積極的に活用するとともに、検討スケジュールを示すこと。

## 2 新規制基準による原子力施設の安全性の確保

#### (1) 福島第一原発事故の徹底的な検証と新規制基準の継続的な検証

- ・ 政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会等で未解明部分とされた地震動による設備への影響、高経年化による影響等についての徹底的な検証と女川原発との比較分析、及びこれらを踏まえた新規制基準の継続的な検証を行うこと。

#### (2) 新規制基準の厳格な適用と分かりやすい説明

- ・ 新規制基準を厳格に適用した審査を行うとともに、その結果について国民全体に分かりやすく説明すること。

#### (3) 原発敷地内の破砕帯調査の速やかな実施

- ・ 大飯原発や敦賀原発の破砕帯調査について、現地調査チームから提出される報告書を踏まえ、速やかに結論を出すこと。

#### (4) 安全性を確保するための設備・機器のマネジメント体制の審査

- ・ 新規制基準案で設置を求める多くの設備・機器に関し、その手順書整備、適切な人員配置、研修・訓練の実施などについて厳格に審査すること。